

(その1)

# 収支報告書

1140

令和2年分  
開催分

(

(ふりがな)

にっぽんしんのかい しゅうぎいんきょうとふだいさんせんきょくしよ

1 政治団体の名称 日本維新の会 衆議院京都府第3選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 京都府京都市伏見区桃山町丹後10-6

伴ビル203号室

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
森 夏枝

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
森 恵子

事務担当者の氏名

(姓) (名)  
森 達正

(電話) 090-1570-1976

(電話)

(電話)

## 政治団体の区分

- 政党
- 政党の支部
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

## 活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

## 資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無
- 公職の種類  
(現職・候補者の別)
- 資金管理団体の届出をした者の氏名 (姓) (名)

## 国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 (姓) (名)  
森 夏枝
- 公職の種類 衆議院議員  
(現職・候補者の別) (現職)
- 公職の候補者の氏名 (2人目) (姓) (名)
- 公職の種類  
(現職・候補者の別)
- 公職の候補者の氏名 (3人目) (姓) (名)
- 公職の種類  
(現職・候補者の別)



## 資金管理団体の指定の期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

## 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から  
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	26,028,749
(前年からの繰越額)	16,028,749
(本年の収入額)	10,000,000
支 出 総 額	8,897,040
翌年への繰越額	17,131,709

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア + イ)	0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入					
行番号	交付金を供与した本部 又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
1	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/4/24	大阪府大阪市中心区島之内1-17-16 三 栄長堀ビル	
2	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/7/22	大阪府大阪市中心区島之内1-17-16 三 栄長堀ビル	
3	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/10/23	大阪府大阪市中心区島之内1-17-16 三 栄長堀ビル	
4	日本維新の会 本部	2,500,000	R2/12/25	大阪府大阪市中心区島之内1-17-16 三 栄長堀ビル	
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	合 計	10,000,000			

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
(1) 支出の総括表			
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	2,995,150	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	877,554	0	
(4) 事 務 所 費	2,129,855	0	
小 計	6,002,559	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	315,910	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,575,617	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	2,575,617	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	2,954	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	2,894,481	0	
合 計	8,897,040		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	カメラ代	52,524	R2/1/18	ケーズデンキ京都伏見店	京都府京都市伏見区中島樋ノ上町4-1	
2	パソコン代	58,844	R2/3/20	ケーズデンキ京都伏見店	京都府京都市伏見区中島樋ノ上町4-1	
3	ジャンパー、ポロシャツ代	10,791	R2/3/21	株式会社ランドマーク	東京都新宿区西新宿新宿アイランドタワー8階	
4	スタッフポロシャツ代	10,131	R2/6/11	株式会社ランドマーク	東京都新宿区西新宿新宿アイランドタワー8階	
5	扇風機代	11,880	R2/6/27	ケーズデンキ京都伏見店	京都府京都市伏見区中島樋ノ上町4-1	
6	携帯端末代	28,800	R2/7/31	ケーズデンキ京都伏見店	京都府京都市伏見区中島樋ノ上町4-1	
7	ジャンパー代	11,594	R2/9/17	株式会社ランドマーク	東京都新宿区西新宿新宿6-5-1 アイランドタワー8F	
8	パソコン代	186,480	R2/10/6	株式会社ヨドバシカメラ	東京都新宿区新宿5-3-1 ヨドバシホールディングス本社ビル	
9	名刺スキャナー代	14,800	R2/10/18	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8-1 アルコタワーアネックス	
10	ヘッドセット代	12,100	R2/10/18	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8-1 アルコタワーアネックス	
11	新聞代	43,200	R2/8/18	京都新聞桃山東販売所	京都府京都市伏見区桃山町和泉7-7	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	441,144				
	その他の支出	436,410				
	合 計	877,554				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	2月事務所費	77,000	R2/1/24	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	支出目的書
2	駐車場代、仲介手数料	82,016	R2/2/9	株式会社 長栄	京都府京都市下京区烏丸西入御供石町369	支出目的書
3	3月事務所費	77,000	R2/2/20	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	支出目的書
4	事務所家賃、礼金、仲介手数料	307,400	R2/2/24	株式会社 長栄	京都府京都市下京区烏丸西入御供石町369	支出目的書
5	4月事務所費、駐車場代	181,500	R2/3/27	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	支出目的書
6	5月事務所費、駐車場代	181,500	R2/4/17	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	支出目的書
7	6月事務所費	139,700	R2/6/10	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
8	6月駐車場代	41,800	R2/6/10	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
9	7月事務所費	139,700	R2/7/10	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
10	7月駐車場代	41,800	R2/7/10	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
11	8月事務所費	139,700	R2/8/10	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
12	8月駐車場代	41,800	R2/8/10	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
13	9月事務所費	66,000	R2/9/14	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
14	9月駐車場代	41,800	R2/9/14	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
15	10月事務所費	66,000	R2/10/15	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
	この頁の小計	1,624,716				

(その14)

(2) 経常経費 (人件費を除く。)の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
16	10月駐車場代	41,800	R2/10/15	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
17	11月事務所費	66,000	R2/11/16	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
18	11月駐車場代	41,800	R2/11/16	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
19	12月事務所費	66,000	R2/12/15	伴 康人	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
20	12月駐車場代	41,800	R2/12/15	有限会社 伴ビル	京都府京都市伏見区桃山町丹後10番地6	
21	税理士報酬	110,000	R2/12/15	中川秀夫税理士事務所	京都府京都市伏見区日野北川類2番地15	
22						
	この頁の小計	367,400				
	その他の支出	137,739				
	合 計	2,129,855				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	旅費交通費	
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	JR代	11,750	R2/2/7	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1-4	
2	宿泊代	14,450	R2/2/17	道後山の手ホテル	愛媛県松山市道後鷺谷町1-13	
3	宿泊代	11,900	R2/8/3	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留 往友ビル25階	
4	宿泊代	10,800	R2/9/22	SBペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留 往友ビル25階	
5	JR代	23,200	R2/9/27	東海旅客鉄道株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1-4	
6	JR代	37,600	R2/11/17	株式会社JTB	東京都品川区東品川二丁目3-11	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	109,700				
	その他の支出	206,210				
	合 計	315,910				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	宣伝広報費	
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	マグネット代	47,300	R2/1/24	有限会社オダアートサイン	愛媛県西条市北条1391-6	
2	折込料	94,781	R2/4/7	株式会社朝日オリコミ大阪	大阪府大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー19階	
3	広告掲載料	37,253	R2/4/22	京都新聞企画事業株式会社	京都府京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町239番地	
4	マグネット、看板代	252,288	R2/4/30	有限会社オダアートサイン	愛媛県西条市北条1391-6	
5	写真代	200,200	R2/9/28	株式会社upper	東京都港区南青山3丁目14-15 川俣ビルB1F	
6	看板代	204,050	R2/12/21	有限会社オダアートサイン	愛媛県西条市北条1391-6	
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	835,872				
	その他の支出	29,903				
	合 計	865,775				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷製本費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	デザイン印刷代	77,000	R2/3/23	Bstyle Design	京都府向日市向日町北山18-24	
2	名刺代	118,470	R2/3/27	株式会社ホージャクリエイト	愛媛県新居浜市港町11-1	
3	ポスター代	268,290	R2/4/7	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市真上町1-1-18-3A	
4	チラシ代	146,190	R2/4/13	株式会社ホージャクリエイト	愛媛県新居浜市港町11-1	
5	名刺デザイン代	16,500	R2/4/22	株式会社エイティワンKYOTO	京都府京都市下京区西洞院通四条下ル妙伝寺町720光悦ビル6F	
6	ポスター代	106,260	R2/7/6	オノ・プランニング・オフィス株式会社	大阪府高槻市真上町1-1-18-3A	
7	デザイン印刷代	54,560	R2/9/24	株式会社Re-al	京都府京都市右京区西院春栄町43-1-307	
8	チラシ代	97,960	R2/10/7	株式会社プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
9	ポスター、名刺印刷代	200,000	R2/11/2	株式会社グラフィック	京都府京都市右京区西院三蔵町47-3	
10	ハガキ代	18,370	R2/12/21	株式会社ホージャクリエイト	愛媛県新居浜市港町11番1号	
11	チラシ代	99,000	R2/12/24	有限会社中川印刷	京都府京丹後市峰山町御旅15	
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	1,202,600				
	その他の支出	12,530				
	合 計	1,215,130				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
					宣伝自動車リース料・維持費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	リース料	35,176	R2/1/9	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	
2	ルーフキャリア、スピーカー、アンプ取付代	72,600	R2/1/14	E-Cars	京都府京都市南区吉祥院仁木ノ森町48番地	
3	リース料	35,176	R2/2/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
4	リース料	35,176	R2/3/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
5	リース料	35,176	R2/4/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
6	リース料	35,176	R2/5/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
7	リース料	35,176	R2/6/29	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
8	リース料	35,176	R2/7/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
9	リース料	35,176	R2/8/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
10	リース料	35,176	R2/9/28	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
11	リース料	35,176	R2/10/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
12	リース料	35,176	R2/11/27	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
13	リース料	35,176	R2/12/28	株式会社アプラス	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2-3	徴難明細書
14						
15						
	この頁の小計	494,712				
	その他の支出	0				
	合計	494,712				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	書籍購入費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	2,954				
	合 計	2,954				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 債 権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和3年 3月 8日

政治団体の名称 日本維新の会 衆議院京都府第3選挙区支部

会計責任者の氏名 森 恵子



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

(印)

## 政治資金監査報告書

令和3年3月8日

日本維新の会衆議院京都府第3選挙区支部

代表 森 夏枝 殿

登録政治資金監査人

中川 秀夫

登録番号

第4005号

研修修了年月 平成23年11月2日



### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法1」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、日本維新の会衆議院京都府第3選挙区支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院京都府第3選挙区支部の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

- 私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。
- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
  - (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
  - (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

日本維新の会衆議院京都府第3選挙区支部と私との間には、法第19条の1.3第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院京都府第3選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上